

第23回

定時株主総会
招集ご通知

日時

2022年3月28日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

議決権行使期限

2022年3月25日（金曜日）
午後6時まで

場所

東京都千代田区富士見一丁目3番11号
富士見デュプレックスビズ
5階会議室

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会を可能とする変更）
第2号議案 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度の導入）
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社ホットリンク

証券コード：3680

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を第一に、**ご来場は極力お控え**いただき、事前の議決権行使をお願いいたします。
- **インターネットによるライブ配信**を実施いたします。加えて、**専用サイトにて事前にご質問をお受け**いたします。詳細は「ライブ配信及び事前のご質問受付のご案内」をご覧ください。
- ご来場の際は、受付でのアルコール消毒、マスクの着用、検温へのご協力をお願いいたします。
- 会場内の座席は間隔を広く取っており、席数が限られております。ご来場いただいても入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 株主総会会場での**お土産は取りやめ**とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
■ 事業報告	11
■ 連結計算書類	34
■ 計算書類	37
■ 監査報告	40

議決権行使方法のご案内

株主総会に出席されない場合



行使期限

2022年3月25日（金曜日）
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記期限までにご返送ください。



行使期限

2022年3月25日（金曜日）
午後6時受付分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否をご入力ください。

（インターネットによる議決権行使の方法は次頁をご参照ください。）

株主総会に出席される場合



開催日時

2022年3月28日（月曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

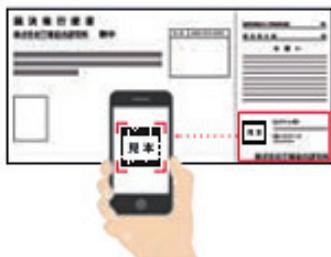
- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- (2) 郵送による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

1. 毎日午前2時から午前5時まででは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用いただけない場合もございます。
2. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

議決権の行使は**2022年3月25日（金曜日）午後6時受付分まで**承りますが、お早めにご行使ください。

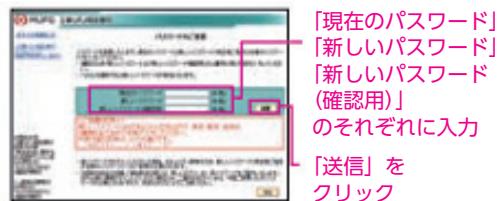
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
TEL 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

事前のご質問ご登録方法

- ①ログイン後、本サイトに表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
 - ②画面の案内に従い、ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約にご同意のうえ、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
 - ③ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。
- ※事前に頂戴したご質問のうち、**多くの株主様のご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答**させていただく予定です。
- なお、頂戴したご質問すべてに**必ずご回答することをお約束するものではありません**。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、併せてご了承ください。

ライブ配信のご視聴方法

- 株主総会当日に本サイトへログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約にご同意のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。
- ※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

4. 株主総会へご出席される株主の皆様へのご案内

当日の会場撮影は株主様のプライバシー等に配慮し、会場後方からの撮影としますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。

5. ご留意事項

- ①ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権のご行使、ご質問、動議のご提出はすることができません。事前にご質問されたい場合は、上記の「事前のご質問ご登録方法」をご参照ください。議決権につきましては、「議決権行使方法のご案内」頁をご確認いただき、事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ②何らかの事情により、当日ライブ配信を行うことができなくなった場合、当社ホームページ(<https://www.hottolink.co.jp/ir/>)にてお知らせいたします。
- ③ライブ配信のご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- ④ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ⑤ご使用のパソコン、スマートフォン等の端末環境やインターネットの通信環境により、ご視聴いただけない場合、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ⑥ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下のブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iOS 13.0以降	iOS 12.0以降	Android 8.0以降
ブラウザ*各種最新	Google Chrome、Microsoft Edge (Chromium)	Safari、Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

*上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

～ Make the World “HOTTO” ～

わたしたちは、人と社会のつながりを再設計し、
世界中の人々が“HOTTO(ほっと)”できる
社会の実現に貢献します

株主の皆様へ



平素より格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

2021年は、当社グループにとって躍進の年でした。

世界では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めつつ生活をする、所謂ウィズコロナと呼ばれる中で、人々が多くの時間をインターネットに費やし、企業活動においてもデジタルシフトが一層進んだ年でした。この中でデジタルマーケティング市場は益々拡大し、人々の情報の収集・発信・交換手段としてのソーシャルメディアの重要性はさらに高まりました。

当社グループは、この市場拡大を予測して、2019年末から主力事業を、顧客のソーシャルメディアマーケティングを支援するビジネスにシフトし、2021年も引き続き注力して参りました。結果、売上高は過去最高を大きく更新し、急速な成長軌道に乗ったと考えています。

また、中長期的な事業成長の種まきとして、2018年からブロックチェーン技術の調査・研究に取り組んで参りましたが、この技術は社会に実装されるようになってきました。支援を続けてきたブロックチェーン技術を利用した社会貢献プロジェクトFamieeは、導入企業が58社となりました。最先端の情報と人脈を得ることを目的に出資したブロックチェーンファンドは、投資先のスタートアップの事業価値が認められ、2021年の有価証券評価益という形で大きな利益を生む結果となりました。

このブロックチェーンは、当社グループの成長において重要性を増していると考えています。少し先の将来について、最近考えていることをお話させてください。メタバースと呼ばれるデジタル空間の仮想世界が注目されているのは、皆さまの知るところと思います。ブロックチェーンは、メタバースというデジタル空間において、信頼の基盤を構築する欠かせない技術です。私は将来的には、個人や企業の経済活動の一部は、メタバースに移行すると思っています。仮想世界で、ゲームやコンサートなどのエンターテインメントイベント、買い物や会話も行われるようになっていくでしょう。現在当社グループは、ソーシャルメディア上のデータを扱っていますが、その時にはメタバース上のデータも扱うことになると予測しています。ブロックチェーン技術は、当社グループの将来に重要で、益々力を入れていきたいと思っています。

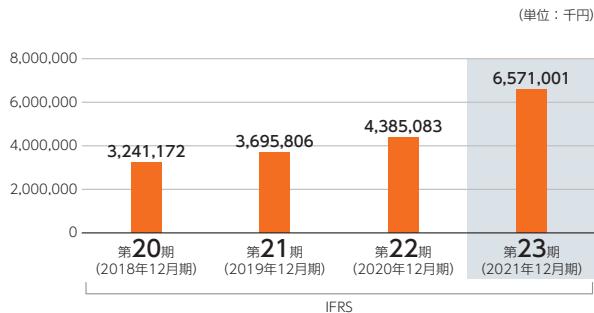
2022年も、中長期的な成長のために積極投資を行い、事業成長に邁進すると共に、株主、顧客、社員、地域社会、そして地球環境も含めて、すべてのステークホルダーの皆様と共に、持続的に成長していけるよう、引き続き勤しんで参ります所存です。これからも長い目でご支援を賜りますようお願い申し上げます。



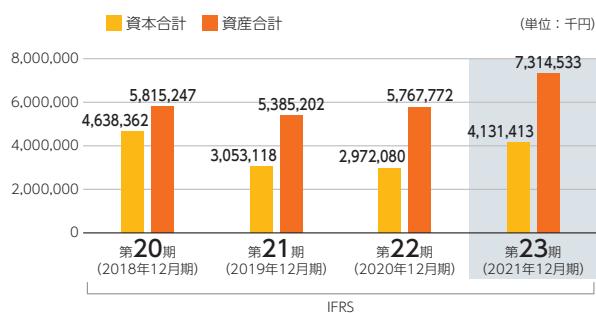
代表取締役グループCEO

財務ハイライト

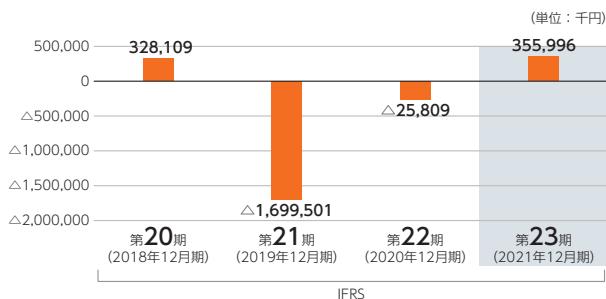
売上高



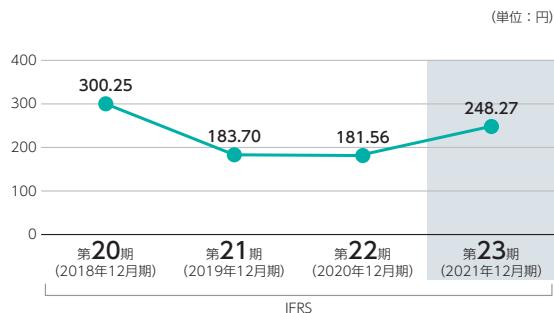
資本合計／資産合計



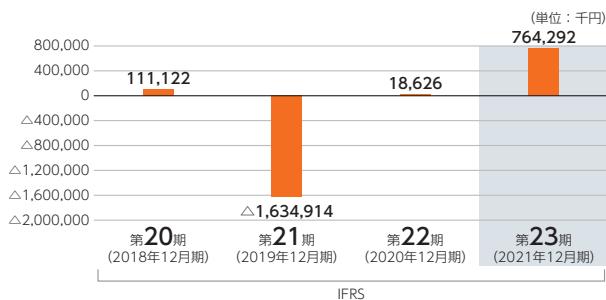
営業利益



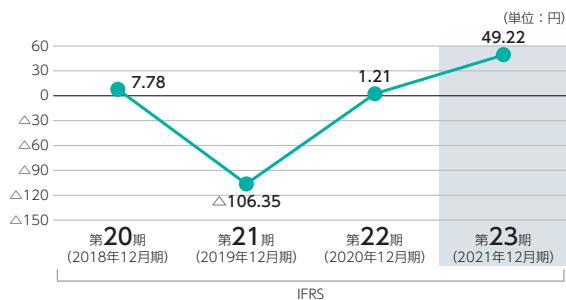
1株当たり親会社の所有者帰属持分



親会社の所有者に帰属する当期利益



基本的1株当たり当期利益



(注) 1. △は、損失を表示しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

証券コード 3680
2022年3月11日

株 主 各 位

東京都千代田区富士見一丁目3番11号
株式会社 ホットリンク
代表取締役 内山 幸樹

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月25日（金曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。詳細は、「議決権行使方法のご案内」をご覧ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年3月28日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区富士見一丁目3番11号
富士見デュプレックスビズ 5階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第23期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会を可能とする変更）
第2号議案 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度の導入）
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hottolink.co.jp/ir>) に掲載することにより開示しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hottolink.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（場所の定めのない株主総会を可能とする変更）

1. 提案の理由

当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図ることで、株主様の利益を確保するため、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款変更を行うものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力は、2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に基づき、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集の時期)	(招集の時期)
第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)	第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(新設)	附則 (株主総会の招集に関する経過措置)
	第1条 <u>第14条第2項の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本附則第1条は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

第2号議案 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度の導入）

1.提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供）</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u> <u>(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第2条 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)の削除および変更後第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則第2条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
1	うち やま こう き 内 山 幸 樹 (1971年2月21日生)	1997年 4月 株式会社マジックマウス入社 2000年 6月 当社設立 代表取締役社長 2019年 3月 当社 代表取締役会長 2020年 4月 当社 代表取締役グループCEO（現任）	2,640,000 株
2	あ たか かず と 安 宅 和 人 (1968年3月7日生)	1993年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 1997年 9月 イェール大学 脳神経科学 Ph.D.プログラム入学 2001年 6月 イェール大学 脳神経科学博士 (Ph.D) 2001年 7月 イェール大学医学部 ポストドクター 2001年12月 マッキンゼー・アンド・カンパニー復社 2008年 9月 ヤファー株式会社 COO室室長 2012年 4月 同社 執行役員 事業戦略統括本部長 2012年 7月 同社 チーフストラテジーオフィサー（現 任） 2017年 3月 当社 社外取締役（現任） 2018年 9月 慶應義塾大学環境情報学部教授（現任）	3,500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
3	まつ だ きよ と 松 田 清 人 (1952年9月6日生)	1975年4月 株式会社日本興業銀行（現：株式会社みずほ銀行） 入行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 （現：株式会社みずほ銀行） 執行役員 2004年4月 同行 常務執行役員 2007年4月 みずほ証券株式会社 取締役副社長 2008年4月 ユニゾン・キャピタル株式会社 パートナー 2009年11月 株式会社嵐山カントリー倶楽部 社外取締役（現任） 2010年3月 株式会社三陽商会 社外取締役 2012年12月 トパーズ・キャピタル株式会社 取締役 2017年6月 SCSK株式会社 社外取締役（現任） 2017年11月 トパーズ・キャピタル株式会社 取締役会長（現任） 2018年3月 当社 社外取締役（現任） 2019年6月 スルガ銀行株式会社 社外取締役	3,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式数
4	しい な しげる 椎 名 茂 (1964年5月10日生)	<p>1991年10月 NEC株式会社 入社 中央研究所 AI研究員</p> <p>1999年 5月 KPMGグローバルソリューション株式会社</p> <p>2007年 7月 ベリングポイント株式会社 常務執行役員</p> <p>2009年 5月 プライスウォーターハウスクーパース コンサルタンツ株式会社 常務執行役員</p> <p>2012年 7月 プライスウォーターハウスクーパース 株式会社 代表取締役社長</p> <p>2016年 6月 KPMGコンサルティング株式会社 代表取締役副社長</p> <p>2018年10月 日本障害者スキー連盟会長 (現任)</p> <p>2019年 4月 慶應義塾大学理工学部 訪問教授 (現任)</p> <p>2020年 3月 Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO</p> <p>2020年 6月 株式会社ミクニ 社外取締役 (現任)</p> <p>2021年 3月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2021年 6月 C Channel株式会社 社外監査役 (現 任)</p> <p>2021年 8月 株式会社TAKARA&COMPANY 社外取 締役 (現任)</p> <p>2022年 1月 Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. 社外取締役 (現任)</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安宅和人氏、松田清人氏及び椎名茂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安宅和人氏を社外取締役候補者とした理由は、IT企業の経営戦略全般及び特にビッグデータのビジネス化に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かして、経営戦略・計画の策定への関与、業務執行の意思決定への関与、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待したためであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 松田清人氏を社外取締役候補者とした理由は、銀行・証券・投資会社における豊富な経験を有するとともに、今後当社が成長する上で必要となる資金調達、M&A、グループ会社ガバナンス等の幅広い見識を有しており、当該知見を活かして、経営戦略・計画の策定への関与、業務執行の意思決定への関与、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待したためであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 椎名茂氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として事業のスケールアップ・グローバル展開フェーズにおけるマネジメント・事業戦略・ガバナンス・M&A・資金調達に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かして、経営戦略・計画の策定への関与、業務執行の意思決定への関与、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待したためであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、安宅和人氏、松田清人氏及び椎名茂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。安宅和人氏、松田清人氏及び椎名茂氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年7月に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 当社は、安宅和人氏、松田清人氏及び椎名茂氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
なかむらたかつぐ 中村 崇二 (1987年11月4日生)	2013年4月中村一三税理士事務所入所(現任) 2017年6月東京税理士会上野支部 研修部副部長 (現任) 2017年7月上野税理士政治連盟 副幹事長・財務委員 長(現任) 2018年6月マーチャント・バンカーズ株式会社 社 外取締役(現任) 2019年6月中村崇二税理士事務所 代表(現任)	-

- (注) 1. 中村崇二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村崇二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 中村崇二氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士として税務・会計に関する豊富な知識や経験等を有していることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけると期待したためであります。同氏が在籍するマーチャント・バンカーズ株式会社との取引はありません。
4. 中村崇二氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、中村崇二氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に追加する予定であります。
6. 中村崇二氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 経営成績に関する分析

① 当期の経営成績

当連結会計年度において、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中で、ワクチン接種の促進や各種の経済施策により、国内外で社会経済活動が回復に向かうことが期待されております。しかしながら、変異株による感染の再拡大もあり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況の変化による世界的な景気下振れリスクに対する十分な注意は引き続き必要であり、依然として先行きは不透明であります。

デジタルマーケティング市場においては、従来からの市場成長の流れに加え、ウィズコロナの中、世界中の人々がインターネットに費やす時間が増えたため、その成長速度は増しております。また、人々の情報の収集・発信・交換手段としてのソーシャルメディアの重要性は、これまで以上に高まっております。

このような中、当社グループは、データと分析のテクノロジーを強みとし、顧客のソーシャルメディアマーケティングを支援するビジネスを、拡大する事業と位置づけ注力しております。

当社の報告セグメントは、ソーシャルメディアマーケティング支援事業の単一セグメントであります。事業区分は、SNSマーケティング支援事業、クロスバウンド事業及びDaaS事業の各サービスにより構成されております。

事業毎の経営成績は、次のとおりであります。

a. SNSマーケティング支援事業

当事業は、主に日本国内向けのSNSマーケティング支援から成り立っており、その主なサービスは、SNS広告・SNS運用コンサルティングと、SNSの分析ツールである「クチコミ@係長」などです。これらのサービスは、当社が保有する膨大なデータと、長年に亘り蓄積してきたSNS分析・運用ノウハウで、分析から施策立案、効果測定まで

を一気通貫でサポートするものです。

当事業の売上高は1,888百万円（前年度比31.7%増）となりました。これは主に、拡大する事業と位置づけているビジネスである、SNS広告・SNS運用コンサルティングが引き続き好調だったことによるものであります。新型コロナウイルスの影響による新しい生活様式の中でSNSマーケティングの重要性が高まり需要が増加したことと同時に、順調に実績を積み上げている当社サービスへの顧客からの評価が高まっていることによるものと考えております。SNS分析ツールについては、営業人員をSNS広告・SNS運用コンサルティングに集中しておりますが、こちらも堅調に推移し、前年度と比較し増加となりました。

b. クロスバウンド事業

当事業は、拡大する事業と位置づけているビジネスの1つであり、主にソーシャル・ビッグデータを活用した日本と中国をつなぐクロスバウンドの消費行動の分析と、これを強みとするプロモーション支援、越境ECサービスから成り立っております。

当連結会計年度においては、引き続き訪日中国人向けプロモーション（インバウンド）需要は停止しているものの、安定して経済回復を続ける中国市場向けプロモーション（アウトバウンド）において、高まる顧客企業の需要の積極的な獲得に努めて参りました。また、越境ECの新開発サービスが当連結会計年度より売上に貢献いたしました。これらの結果、当事業の売上高は2,974百万円(前年度比167.2%増)となりました。

c. DaaS事業

当事業は、当社の米国子会社であるEffyis,Inc.の主にSNSデータアクセス権の販売から成り立っております。

当事業の売上高は1,707百万円（前年度比7.1%減）となりました。第2四半期連結会計期間において、SNSデータアクセス権の1つが契約更新をしなかったことにより、前年度から微減となりました。本件は地政学的な問題によるものと捉えており、当社の米国子会社であるEffyis,Inc.は引き続き、世界中のソーシャル・ビッグデータを保有するメディアとの間で良好な関係を維持し、安定したデータ提供や新規メディアからのデータアクセス権の契約を順調に獲得してまいります。

事業別売上高

サービスの名称	第23期 (当連結会計年度) (自 2021年1月1日至 2021年12月31日)	
	売上高(千円)	前年度比(%)
ソーシャルメディアマーケティング支援事業		
SNSマーケティング支援事業	1,888,928	131.7
SNS分析ツール	501,309	113.7
SNS広告・SNS運用コンサルティング	1,387,619	139.7
クロスバウンド事業	2,974,419	267.2
DaaS事業	1,707,652	92.9
合計	6,571,001	149.8

以上の結果、当連結会計年度においては、売上高6,571百万円(前年度比49.8%増)となり、売上総利益が売上高の増加に伴い2,160百万円(前年度比33.8%増)となりました。販売費及び一般管理費は1,813百万円(前年度比8.3%増)となりました。主な増減要因は、コスト削減に努め業務委託費や支払手数料が減少した一方で、業容拡大に伴う人件費が増加したことなどによるものであります。これらのことから、営業利益は355百万円(前年度は営業損失25百万円)となりました。また、金融収益が主に有価証券の評価益を計上したことにより721百万円(前年度は0.85百万円)となり、当期利益808百万円(前年度は当期損失51百万円)となりました。この有価証券の評価益は、中長期的な事業の種まきのために、ブロックチェーン分野における世界規模の動向調査と人脈構築を目的としてブロックチェーンスタートアップに投資するファンドに出資しており、このファンドの資産価値が増加したことによるものです。資産価値の評価については、変動リスクを考慮し、適切な安全率をかけて評価されたものです。なおEBITDAは、755百万円(前年度比90.2%増)となりました。

※EBITDA=営業利益+減価償却費

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、274百万円であり、その主なものは、ソフトウェアの開発に係る投資274百万円であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

ストックオプションの行使により125百万円の払込がありました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 20 期 (2018年12月期)	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (当連結会計年度 (2021年12月期))
	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上高 (千円)	3,241,172	3,695,806	4,385,083	6,571,001
営業利益 (△損失) (千円)	328,109	△1,699,501	△25,809	355,996
親会社の 所有者に帰属する 当期利益 (△損失) (千円)	111,122	△1,634,914	18,626	764,292
非支配持分に帰属する 当期利益 (△損失) (千円)	△28,855	△44,967	△70,049	44,538
基本的1株当たり当期利益 (△損失) (円)	7.78	△106.35	1.21	49.22
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	7.69	—	1.21	48.97
資産合計 (千円)	5,815,247	5,385,202	5,767,772	7,314,533
資本合計 (千円)	4,638,362	3,053,118	2,972,080	4,131,413
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	300.25	183.70	181.56	248.27

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 20 期 (2018年12月期)	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (当事業年度) (2021年12月期)
	日本基準	日本基準	日本基準	日本基準
売 上 高 (千円)	1,008,799	956,158	1,434,360	1,889,078
経常利益 (△損失) (千円)	△143,809	△402,104	△711	153,890
当期純利益 (△損失) (千円)	89,057	△2,132,807	62,363	140,802
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	6.24	△138.74	4.05	9.07
総 資 産 (千円)	5,567,890	3,432,783	3,577,869	4,624,224
純 資 産 (千円)	4,853,354	2,723,140	2,785,066	3,463,090
1株当たり純資産額 (円)	313.72	174.96	178.94	222.36

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社トレンドExpress	89,999千円	54.5%	中国市場向けマーケティング支援事業
Effyis, Inc.	114,173千円	100.0%	SNSデータアクセス権販売事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主な経営課題と捉えております。

(1) グループ全体

- ・ガバナンスと経営スピードを両立できるグループ経営管理体制の構築
- ・IR強化による、市場への十分な事業状況の説明
- ・将来的な、コミュニケーションの場がSNSからメタバースと呼ばれる仮想空間に一定以上シフトする変化への適応準備

(2) SNSマーケティング支援事業

- ・日本市場向けSNSマーケティング支援サービスの拡大に対応する人材の採用・育成、および生産性向上のための社内業務の効率化

(3) DaaS事業

- ・SNSデータアクセス権販売事業における、個人情報保護規制による市場の需要の変化への対策とビジネスチャンス化

(4) クロスバウンド事業

- ・中国市場向けマーケティング支援事業の急速な事業成長に合った体制の進化と強化

(5) **主要な事業内容** (2021年12月31日現在)

当社グループは、当社及び当社の関係会社（連結子会社4社）により構成されております。当社及び当社の主要な連結子会社である株式会社トレンドExpress及びEffyis, Inc.の主な事業内容は、ソーシャルメディアマーケティング支援事業です。

事業区分	主な製品・サービス	提供会社
SNSマーケティング支援事業	BuzzSpreader Powered by クチコミ@係長 (SNS分析ツール)	ホットリンク
	コンサル、SNS広告運用、SNSアカウント運用、コンテンツ制作 (SNSマーケティング支援サービス)	
DaaS事業	各種SNSデータアクセス権	Effyis
クロスバウンド事業	中国越境EC支援サービス 中国マーケティング支援 (アウトバウンド、インバウンド) 中国ビッグデータ分析サービス (SNS・EC分析)	トレンドExpress

(6) **主要な営業所等** (2021年12月31日現在)

当 社	本社：東京都千代田区
株式会社トレンドExpress	本社：東京都千代田区
Effyis, Inc.	本社：米国 ミシガン州

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソーシャルメディア マーケティング支援事業	109 (33) 名	16名増 (増減なし)
全社 (共通)	21 (5) 名	2名減 (3名増)
合計	130 (38) 名	14名増 (3名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
75 (12) 名	22名増 (2名増)	35.7歳	3.2年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	630,000千円
株式会社武蔵野銀行	302,160
株式会社商工組合中央金庫	105,191
株式会社三井住友銀行	30,000
株式会社りそな銀行	30,000

- (9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,854,800株
- ③ 株主数 8,527名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
内 山 幸 樹	26,400百株	16.95%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,333	2.78
株 式 会 社 SBI 証 券	4,130	2.65
楽 天 証 券 株 式 会 社	3,219	2.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,829	1.81
SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社	2,815	1.80
MORGANSTANLEY & CO. LLC	2,765	1.77
渡 部 和 幸	2,431	1.56
小 池 秀 之	2,375	1.52
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2,271	1.45

(注) 当社は、自己株式を280,215株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第15回新株予約権	
発行決議日		2013年4月16日	
新株予約権の数		89個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 89,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)	
権利行使期間		2015年4月17日から 2023年4月16日まで	
行使の条件		(注1)	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	89個 89,000株 1名
	社外取締役	—	—

(注) 1. 第15回新株予約権の権利行使条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）が死亡した場合、新株予約権の相続は認められないものとする。
 - ②対象者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役もしくは当社の従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役会が行使を認めた場合はこの限りではない。
 - ③その他の権利行使の条件については、本新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところにある。
2. 2014年3月1日付で行った1株を5株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 グループCEO	内 山 幸 樹	—
取 締 役	安 宅 和 人	慶應義塾大学環境情報学部 教授 ヤフー株式会社 チーフストラテジーオフィサー
取 締 役	松 田 清 人	トパーズ・キャピタル株式会社 取締役会長 株式会社嵐山カントリー倶楽部 社外取締役 SCSK株式会社 社外取締役
取 締 役	椎 名 茂	慶應義塾大学理工学部 訪問教授 日本障害者スキー連盟 会長 Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO 株式会社ミクニ 社外取締役 C Channel株式会社 社外監査役 株式会社TAKARA&COMPANY 社外取締役
常 勤 監 査 役	山 岡 篤 実	山岡法律事務所 代表弁護士
監 査 役	荒 竹 純 一	さくら共同法律事務所 パートナー弁護士
監 査 役	福 島 淳 二	福島コンサルティング事務所 代表

- (注) 1. 取締役安宅和人氏、取締役松田清人氏及び取締役椎名茂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山岡篤実氏、監査役荒竹純一氏及び監査役福島淳二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役福島淳二氏は、長年財務経理の責任者として携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役安宅和人氏、取締役松田清人氏、取締役椎名茂氏、監査役山岡篤実氏、監査役荒竹純一氏及び監査役福島淳二氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

- イ. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ロ. 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役である安宅和人氏、松田清人氏及び椎名茂氏並びに社外監査役である山岡篤実氏、荒竹純一氏及び福島淳二氏とも同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、執行役、監査役および管理職従業員。

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じており、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準と客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とすることを基本方針としております。

当社の報酬項目について、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。当社の取締役(社外取締役を除く)の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業年度ごとの経営目標に照らして、目標を設定し、目標の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎

年、一定の時期に支給します。なお、業績連動報酬の金額は、目標の達成度合いに応じて、固定報酬の0%~100%の幅で支給し、事業年度ごとの目標の設定及び達成度合いは任意の指名報酬委員会にて議論し、決定いたします。

個人別の報酬額は、当社の経営状況等を最も熟知している代表取締役が責任をもって報酬等を決定すべきという理由から、取締役会決議に基づき代表取締役グループCEO内山幸樹がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動報酬の額といたします。取締役会は、当該権限が代表取締役グループCEO内山幸樹によって適切に行きわたるよう、任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役グループCEO内山幸樹は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。当該手続きを経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度の役員報酬については、以下のとおり審議決定いたしました。
2021年3月29日: 2021年度役員報酬承認の件

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	53,677 (12,420)	53,677 (12,420)	-	-	5 (4)
監査役 (うち社外監査役)	8,640 (8,640)	8,640 (8,640)	-	-	3 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2012年3月30日開催の第13回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額100,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は4名)です。2013年3月15日開催の第14回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)です。

ハ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	安宅和人	慶應義塾大学環境情報学部	教授
		ヤフー株式会社	チーフストラテジーオフィサー
取締役	松田清人	トパーズ・キャピタル株式会社	取締役会長
		株式会社嵐山カントリー倶楽部	社外取締役
		SCSK株式会社	社外取締役
取締役	椎名茂	慶應義塾大学理工学部	訪問教授
		日本障害者スキー連盟	会長
		Digital Entertainment Asset Pte.Ltd.	CEO
		株式会社ミクニ	社外取締役
		C Channel株式会社	社外監査役
		株式会社TAKARA&COMPANY	社外取締役
監査役	山岡篤実	山岡法律事務所	代表弁護士
監査役	荒竹純一	さくら共同法律事務所	パートナー弁護士
監査役	福島淳二	福島コンサルティング事務所	代表

(注) 法人等と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	安 宅 和 人	当事業年度開催の取締役会16回中16回に出席し、事業戦略に対する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
取締役	松 田 清 人	当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、事業戦略に対する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
取締役	椎 名 茂	取締役就任後開催の取締役会12回中10回に出席し、事業戦略に対する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
監査役	山 岡 篤 実	当事業年度開催の取締役会16回中16回、監査役会13回中13回に出席し、弁護士として議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
監査役	荒 竹 純 一	当事業年度開催の取締役会16回中15回、監査役会13回中13回に出席し、弁護士として議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
監査役	福 島 淳 二	当事業年度開催の取締役会16回中14回、監査役会13回中12回に出席し、財務・会計に関する豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(注) 2. 取締役会および監査等委員会における発言状況ならびに社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

取締役安宅和人氏は、上場企業における要職を歴任し、IT企業の経営戦略全般及び特にビッグデータのビジネス化に関する豊富な知見と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

取締役松田清人氏は、銀行・証券・投資会社における要職を歴任するとともに、他社の社外取締役も務められておられ、その知識と経験に基づいた観点から案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

取締役椎名茂氏は、経営者として事業のスケールアップ・グローバル展開フェーズにおけるマネジメント・事業戦略・ガバナンス・M&A・資金調達に関する豊富な経験を有するとともに、他社の社外取締役も務められておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 RSM清和監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社である株式会社トレンドExpress及びEffyis,Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適正性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等に同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社の子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、当社及び当社の子会社の取締役及び従業員が遵守すべき規範である「企業倫理憲章」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
 - ・コンプライアンス体制の構築・維持は、管理担当部門を統括する役員をコンプライアンス担当として任命し取り組む。
 - ・コンプライアンス担当は、当社及び当社の子会社の取締役及び従業員の規程及び法令遵守意識の向上と運用の徹底を図るため、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施する。
 - ・取締役会規程を始めとする社内規程を制定・必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
 - ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び文書管理規程に基づき、所定の年数を保管・管理する。
 - ・文書管理部署の管理担当部門は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。
- ③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社及び当社の子会社の業務執行に係るリスクに関して、各部門におけるそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理担当者が全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - ・当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

- ④ 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・ 職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織・職務権限規程等において明文化し、適時適切に見直しを行い、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。
 - ・ 業務管理については、事業計画を定め、会社として達成するべき目標を明確化し、さらに各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図る。
- ⑤ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の取締役を当社取締役及び執行役員から派遣し、また、グループ戦略室を設けるとともに、グループ経営会議を設置し、子会社取締役の職務執行及び事業全般に対してガバナンスが確保されるよう監督を行う。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・ 監査役が職務遂行について補助すべき従業員を求めた場合、必要な人員を配置する。
 - ・ 監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を必要とするものとする。
- ⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役を補助すべき従業員の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重する。
- ⑧ 当社及び当社の子会社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 当社及び当社の取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
 - ・ 当社及び当社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制として、当社は、前項の報告をした当社及び当社の子会社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑨ 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて随時意見交換及び監査の状況の確認を行える体制を構築する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかのモニタリングを常時行っております。併せて、管理担当部門等は当社の各部門に対して、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、個人情報保護、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。また、個人情報保護対策として国内規格「JIS Q 15001」の認証を取得しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結財政状態計算書

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,444,290	流 動 負 債	1,123,384
現金及び現金同等物	2,598,630	借 入 金	34,964
営業債権及びその他の債権	618,611	営業債務及びその他の債務	584,915
棚 卸 資 産	139,422	リ ー ス 負 債	85,993
そ の 他 の 流 動 資 産	87,626	未 払 法 人 所 得 税	46,051
非 流 動 資 産	3,870,242	そ の 他 の 流 動 負 債	371,459
有 形 固 定 資 産	27,490	非 流 動 負 債	2,059,735
の れ ん	1,530,510	借 入 金	1,062,387
使 用 権 資 産	510,509	リ ー ス 負 債	424,534
そ の 他 の 無 形 資 産	625,003	繰 延 税 金 負 債	461,082
持分法で会計処理されている投資	164,020	そ の 他 の 非 流 動 負 債	111,730
そ の 他 の 金 融 資 産	1,012,697	負 債 合 計	3,183,119
そ の 他 の 非 流 動 資 産	10	(資 本 の 部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	3,866,663
		資 本 金	2,427,759
		資 本 剰 余 金	2,952,369
		利 益 剰 余 金	△1,240,770
		自 己 株 式	△140,216
		その他の資本の構成要素	△132,477
		非 支 配 持 分	264,749
		資 本 合 計	4,131,413
資 産 合 計	7,314,533	負 債 及 び 資 本 合 計	7,314,533

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金 額
売	上	6,571,001
売	上 原 価	△4,410,294
売	上 総 利 益	2,160,706
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		△1,813,134
そ の 他 の 収 益		11,495
そ の 他 の 費 用		△3,071
営 業 利 益		355,996
金 融 収 益		721,153
金 融 費 用		△22,962
持 分 法 に よ る 投 資 損 益		5,608
税 引 前 利 益		1,059,796
法 人 所 得 税		△250,964
当 期 利 益		808,831
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益		764,292
非 支 配 持 分 に 帰 属 す る 当 期 利 益		44,538
合 計		808,831

連結持分変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	資本金	資本金 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
2021年1月1日 高	2,359,828	2,875,074	△2,005,762	△140,185	△295,131	2,793,822	178,257	2,972,080
当期利益	-	-	764,292	-	-	764,292	44,538	808,831
その他の包括利益	-	-	-	-	162,654	162,654	12,539	175,193
当期包括利益	-	-	764,292	-	162,654	926,946	57,078	984,025
新株の発行 (新株予約権の行使)	67,931	57,560	-	-	-	125,491	-	125,491
自己株式の取得	-	-	-	△31	-	△31	-	△31
新株予約権の失効	-	-	699	-	-	699	△699	-
支配の喪失となら ない子会社に対す る非支配持分株主 との取引	-	19,734	-	-	-	19,734	30,113	49,847
所有者との取引額合計	67,931	77,294	699	△31	-	145,894	29,414	175,308
2021年12月31日 高	2,427,759	2,952,369	△1,240,770	△140,216	△132,477	3,866,663	264,749	4,131,413

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,631,356	流動負債	440,749
現金及び預金	1,320,777	一年以内返済予定長期借入金	32,012
売掛金	235,994	未払金	193,370
前払費用	25,860	未払費用	41,630
貸倒引当金	△410	未払消費税等	47,043
関係会社短期貸付金	34,506	未払法人税等	45,273
その他	14,627	前受金	32,160
固定資産	2,992,867	預り金	17,116
有形固定資産	23,290	賞与引当金	32,142
建物附属設備	30,947	固定負債	720,384
建物附属設備減価償却累計額	△11,047	長期借入金	515,339
建物附属設備(純額)	19,900	資産除去債務	11,651
工具、器具及び備品	87,438	繰延税金負債	193,393
工具、器具及び備品減価償却累計額	△84,047	負債合計	1,161,133
工具、器具及び備品(純額)	3,390	(純資産の部)	
無形固定資産	17,133	株主資本	3,031,606
ソフトウェア	16,960	資本金	2,427,759
その他	173	資本剰余金	2,487,488
投資その他の資産	2,952,444	資本準備金	2,159,088
投資有価証券	46,230	その他資本剰余金	328,400
関係会社株式	1,421,968	利益剰余金	△1,743,766
出資金	777,509	その他利益剰余金	△1,743,766
関係会社長期貸付金	568,448	繰越利益剰余金	△1,743,766
株主・役員又は従業員に対する長期貸付金	87,841	自己株式	△139,875
その他	50,445	評価・換算差額等合計	431,483
資産合計	4,624,224	その他有価証券評価差額金	431,483
		純資産合計	3,463,090
		負債純資産合計	4,624,224

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,889,078
売上原価	1,149,090
売上総利益	739,987
販売費及び一般管理費	721,971
営業利益	18,016
営業外収益	
受取利息	6,935
受取手数料	56,711
為替差益	76,137
その他	2,265
営業外費用	
支払利息	6,175
経常利益	153,890
特別利益	
新株予約権戻入益	20,374
特別損失	
投資有価証券評価損	820
税引前当期純利益	173,443
法人税、住民税及び事業税	34,539
法人税等調整額	△1,898
当期純利益	140,802

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算 差 額 等	新株予約権	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	2,359,828	2,091,157	328,400	△1,884,569	△139,843	2,754,972	△1,406	31,500	2,785,066
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	67,931	67,931	-	-	-	135,862	-	△31,500	104,362
当 期 純 利 益	-	-	-	140,802	-	140,802	-	-	140,802
自己株式の取得	-	-	-	-	△31	△31	-	-	△31
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	432,889	-	432,889
当 期 変 動 額 計	67,931	67,931	-	140,802	△31	276,634	432,889	△31,500	678,024
当 期 末 残 高	2,427,759	2,159,088	328,400	△1,743,766	△139,875	3,031,606	431,483	-	3,463,090

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社ホットリンク
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 谷 英 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホットリンクの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ホットリンク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社ホットリンク
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 谷 英 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホットリンクの2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会に出席するほか、その取締役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社ホットリンク 監査役会

常勤社外監査役 山岡篤実 ㊟

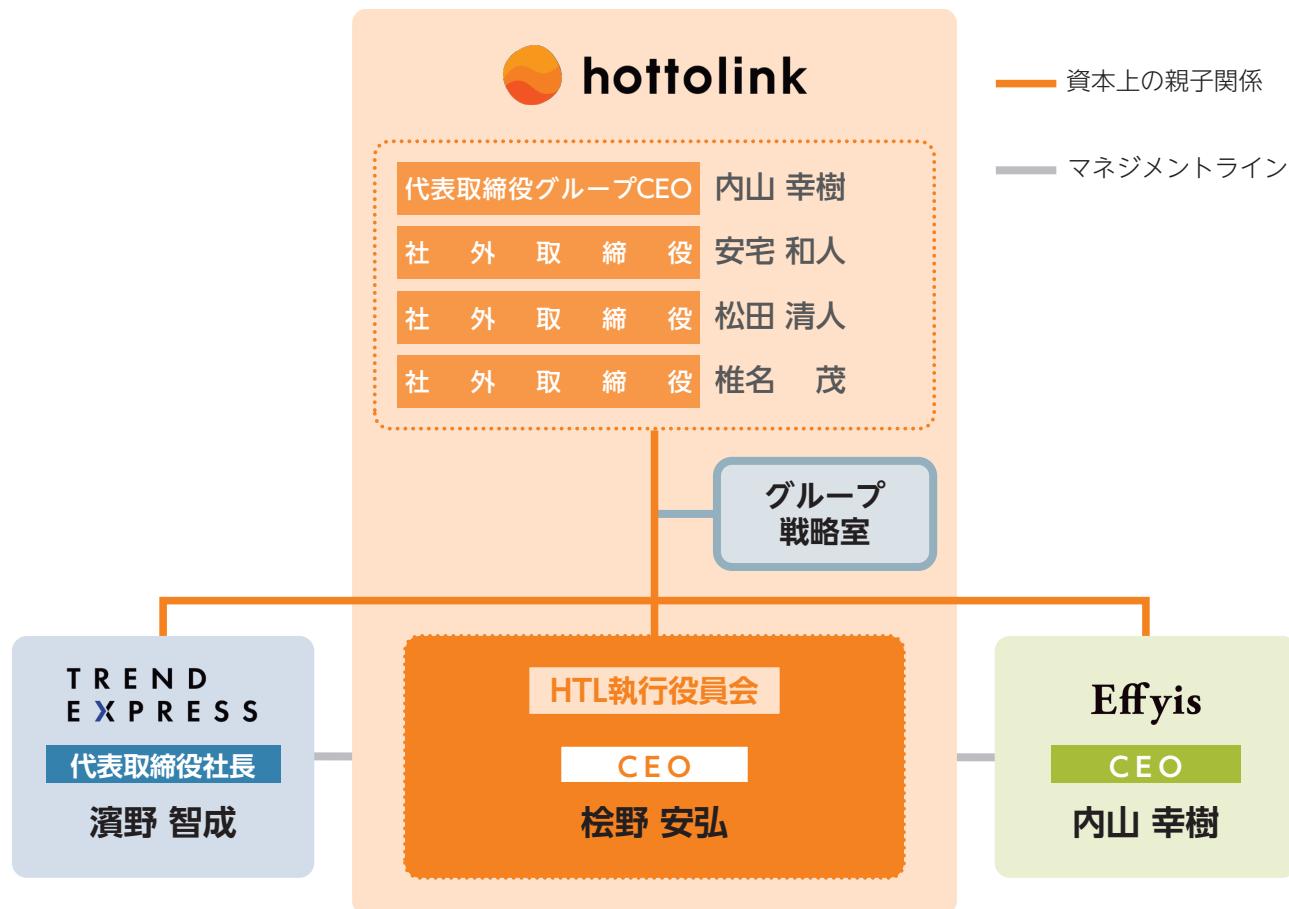
社外監査役 荒竹純一 ㊟

社外監査役 福島淳二 ㊟

以上

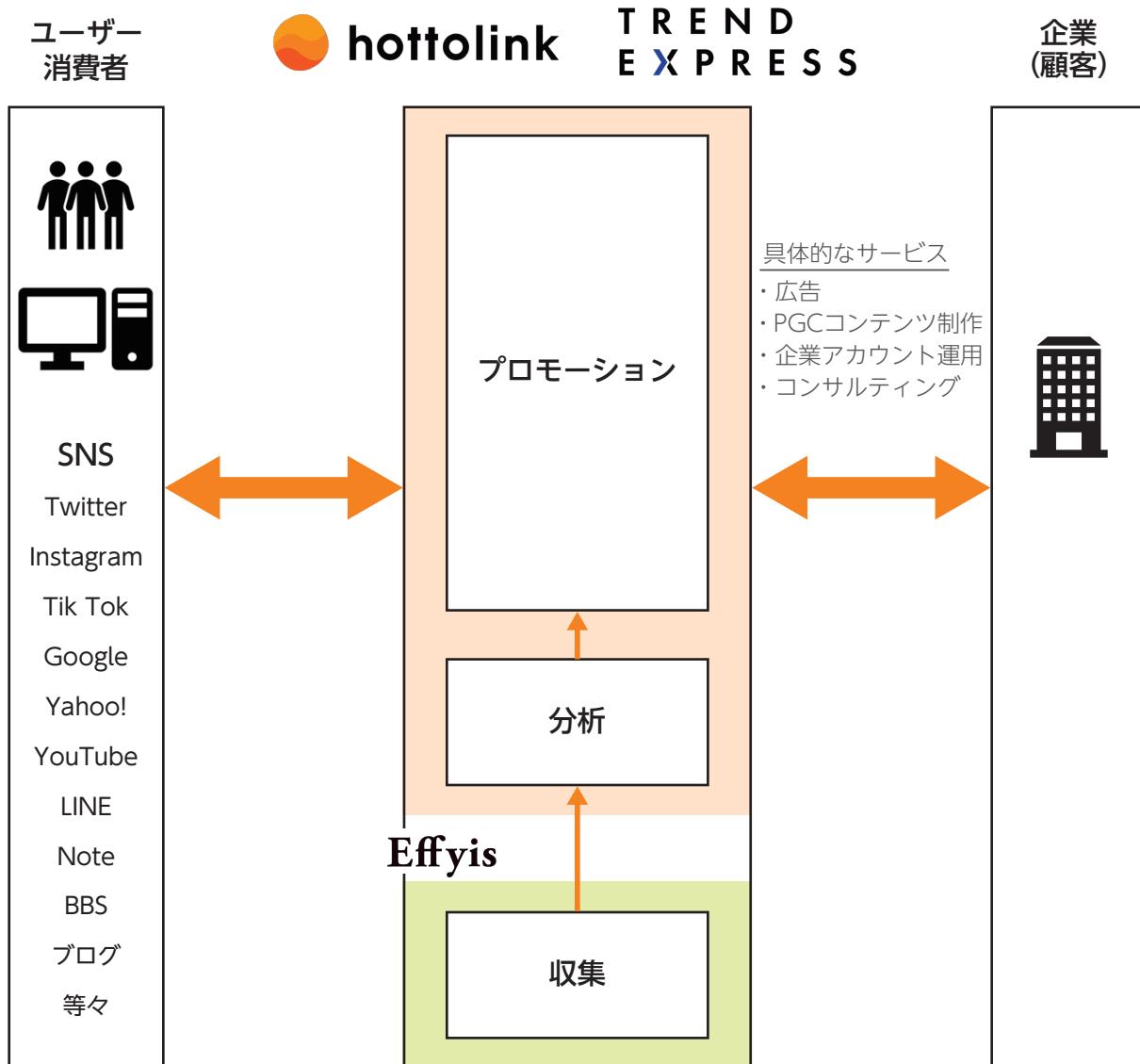
ホットリンクグループの経営体制

2022年は、代表取締役グループCEO 内山幸樹がホットリンクグループを統括し、以下の体制で経営いたします。



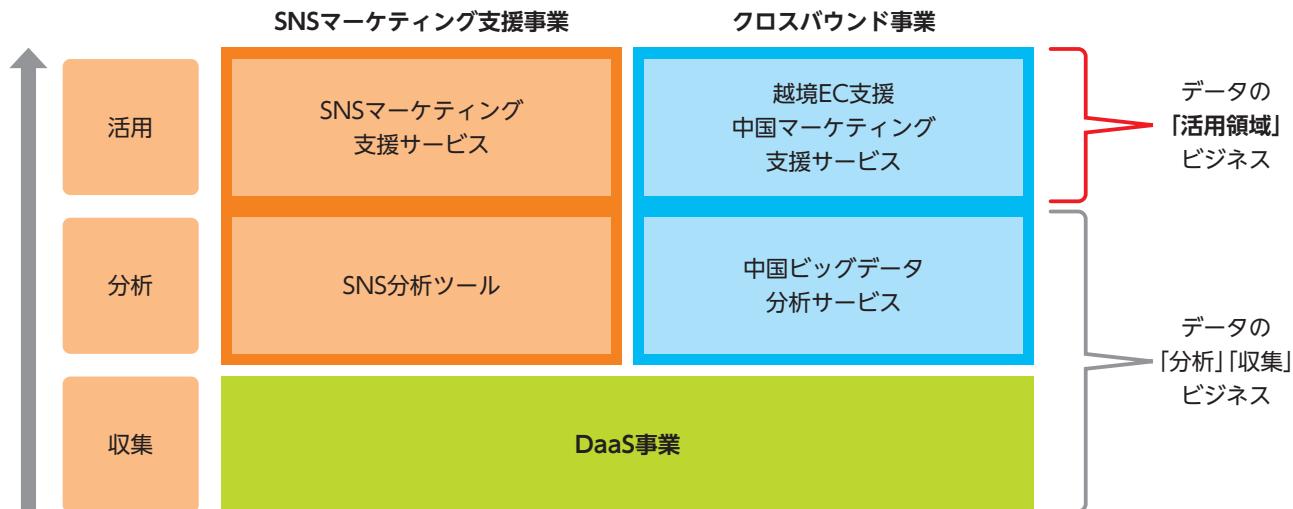
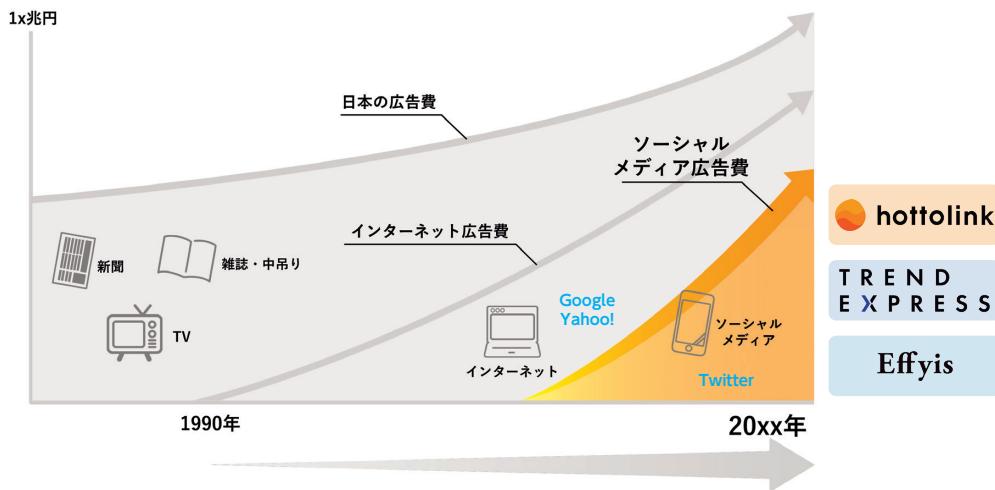
ホットリンクグループの事業概要

ホットリンクグループは消費者と企業をSNSでつなぐマーケティング支援をしています

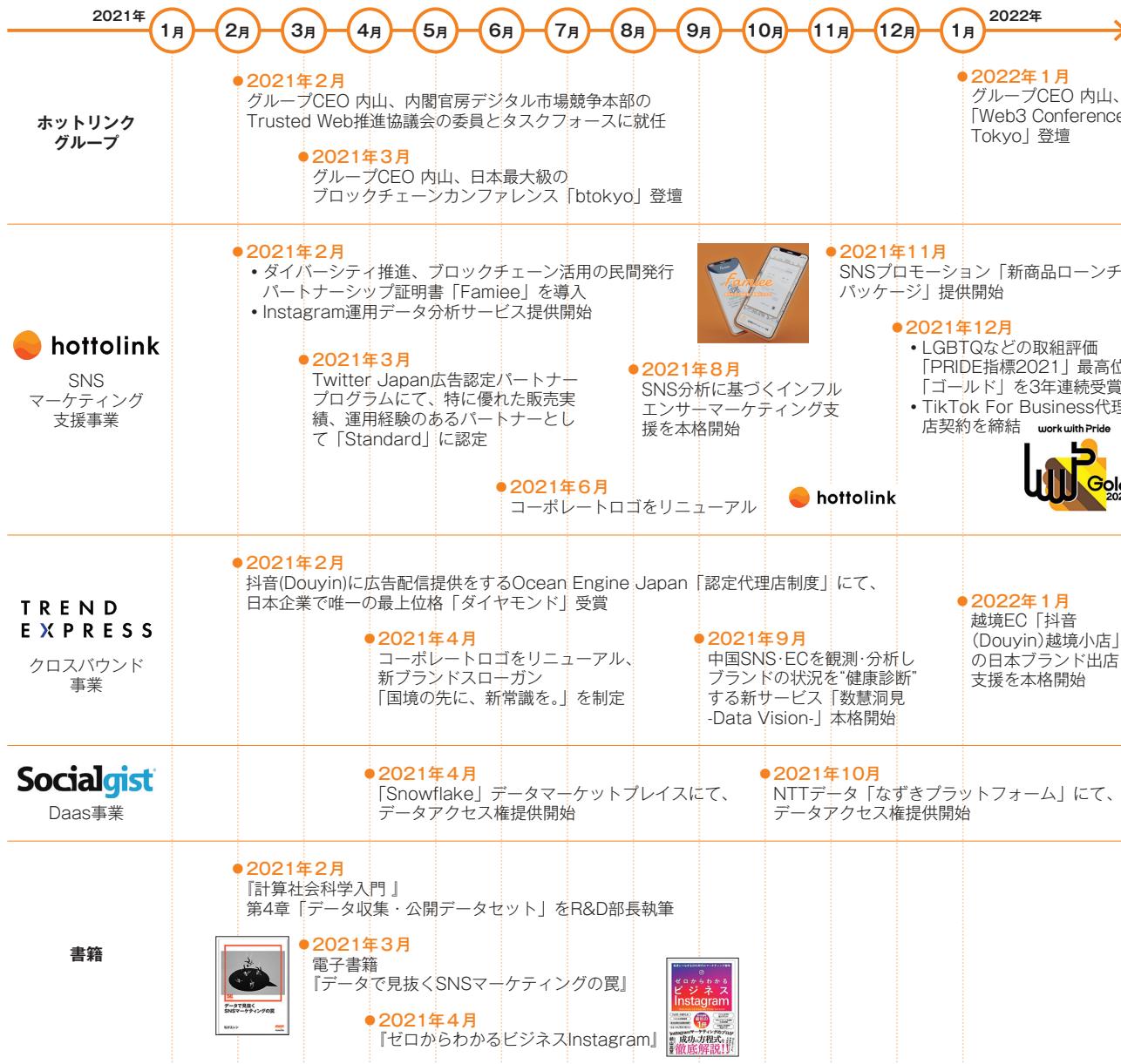


成長戦略

ホットリンクは、拡大するソーシャルメディアマーケティング市場にフォーカスし、世界規模のデータアクセス権と、データ解析技術を強みとしてデータ活用領域で事業拡大していきます。



ホットリンクグループの主な出来事



当社の存在意義

- Make the World “HOTTO” -

わたしたちは、人と社会のつながりを再設計し、
世界中の人々が “HOTTO(ほっと)” できる社会の実現に貢献します

必要要素

必要要素

SNSマーケティング

ブロックチェーン技術

現在の主力事業

中長期的な事業の種

SNSマーケティングで、消費者と企業が直接つながり、会話し、協力することで、製品・サービスの企画・生産から消費までが無駄なく、効率的に行われる、持続可能な生産・消費の形の模索に繋がります。

ブロックチェーン技術を活用したパートナーシップ証明書を発行し、多様な家族形態が認められる社会を実現する Famieeプロジェクト への人的・資金的サポートを通じて、ジェンダー平等の実現を支援しています。

12 つくる責任
つかう責任



5 ジェンダー平等を
実現しよう



第23回 定時株主総会 会場ご案内図

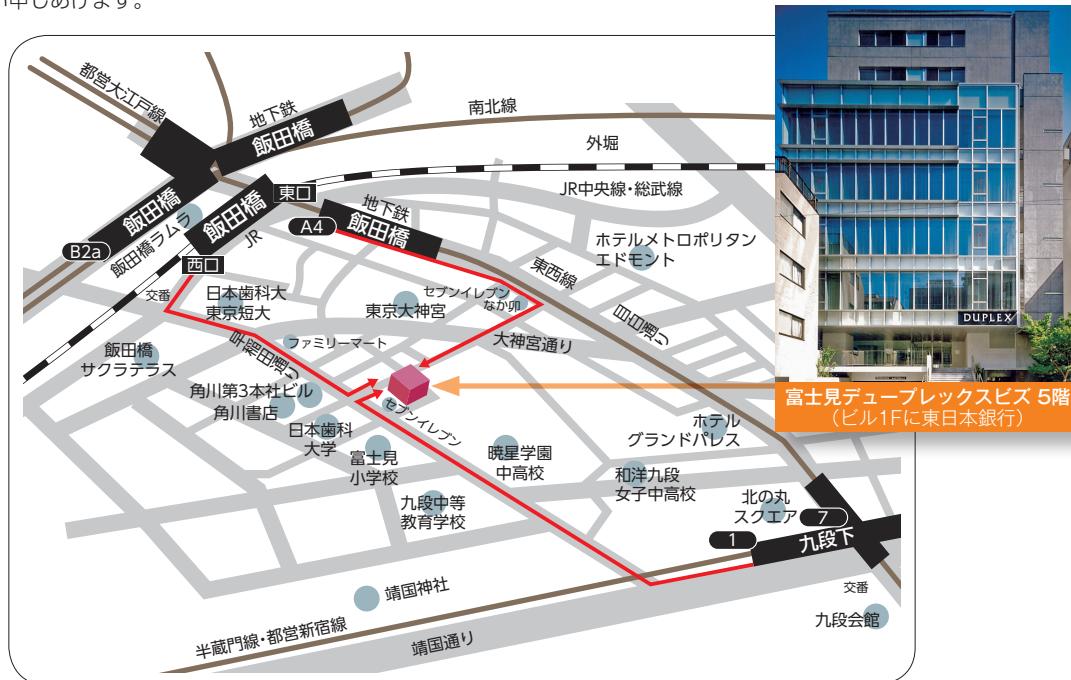
会場

東京都千代田区富士見一丁目3番11号
富士見デュプレックスビズ 5階会議室
TEL 03-6261-6930

〈交通〉

- 飯田橋駅 JR中央線・総武線、東京メトロ有楽町線・南北線、都営大江戸線「飯田橋駅」徒歩6分
- 九段下駅 東京メトロ半蔵門線・東西線、都営新宿線「九段下駅」徒歩9分

※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



株式会社ホットリンク

<https://www.hottolink.co.jp/ir>

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。